

2 契約・支払先は、利用する施設によって異なります

- ◆認定こども園・幼稚園・公立保育所等を利用する場合
⇒利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者（公立保育所は市）へ支払います。
- ◆私立保育園を利用する場合
⇒利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。

1号認定と2号・3号認定の違い

- ・1号認定は、2号・3号認定以外（原則として保育が必要でない）の認定となるため、預かり保育を利用して長時間在園する場合には、原則として別途預かり保育の利用料が発生します。
- ・2号・3号認定は、必要な保育時間に応じて短時間認定（8時間）または標準時間認定（11時間）を受けるため、認定を受けた時間までの教育・保育に係る費用及び給食費（副食分）が、保育料に含まれます。

3 保育認定（2号・3号認定）を受けるために必要な事由

- 保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です）
 - ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間や居宅内の労働などすべての就労）
 - ②妊娠、出産 ③保護者の病気や障害 ④同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
 - ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVの恐れがあること
 - ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他
- 保育の必要量（次のいずれかに区分されます）
 - a 「保育標準時間」利用⇒フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
 - b 「保育短時間」利用⇒パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

4 利用者負担額（保育料等）の設定が変わります

- ・保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となります。
- ・新制度に基づき保護者が負担する保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限とし、市が実際の状況に応じて定めることとなります。
- ・利用者負担額については、決まりしだい広報紙などでお知らせします。
- ・利用者負担額以外に教材費や園児バス代等諸費用がかかることがあります。額については、施設によって異なります。

※新制度の詳細な情報については、下記をご覧ください。

【子ども・子育て支援新制度ホームページ（内閣府）】

H・P <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



問 本庁 福祉課子ども福祉G ☎52-1111 内線136・137・138
✉ fukushi@city.hitachiomiya.lg.jp